

流山市附属機関に関する条例（新旧対照表）			改正前		改正後	
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	委員の構成	定数
流山市福祉 施策審議会	福祉に関する主要な施策に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。	会長 委員	1 福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの	<u>4</u> 人	1 福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの	<u>2</u> 人
			2 ボランティア団体を代表する者	<u>2</u> 人	2 ボランティア団体を代表する者	<u>1</u> 人
			3 社会福祉法人の役員又は職員	<u>4</u> 人	3 社会福祉法人の役員又は職員	<u>2</u> 人
			4 民生委員（児童委員）	1人	4 民生委員（児童委員）	1人
			5 医師会を代表する者	1人	5 医師会を代表する者	1人
			6 歯科医師会を代表する者	1人	6 歯科医師会を代表する者	1人
			7 学識経験を有する者	1人	7 学識経験を有する者	1人
			8 関係行政機関の職員	2人	8 関係行政機関の職員	2人
			9 市民を代表する者	<u>2</u> 人	9 市民等	<u>7</u> 人